

## 指導検査基準 計画相談支援

基本的考え方及び確認する観点	根拠法令	確認書類等
<b>I 基本方針</b>		
<p><b>基本方針</b></p> <p>(1) 指定計画相談支援の事業は、利用者または障害児の保護者（以下「利用者等」という。）の意思および人格を尊重し、常に当該利用者等の立場に立って行われているか。</p> <p>(2) 指定計画相談支援の事業は、利用者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるように配慮して行われているか。</p> <p>(3) 指定計画相談支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下「福祉サービス等」という。）が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われているか。</p> <p>(4) 指定計画相談支援の事業は、利用者等に提供される福祉サービス等が特定の種類または特定の障害福祉サービス事業を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行われているか。</p> <p>(5) 指定特定相談支援事業者は、区市町村、障害福祉サービス事業を行う者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善および開発に努めているか。</p> <p>(6) 指定特定相談支援事業者は、自らその提供する指定計画相談支援の評価を行い、常にその改善を図っているか。</p> <p>(7) 指定特定相談支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。</p> <p>(8) 指定特定相談支援事業者は、指定計画相談支援の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、福祉サービス等を提供する者との密接な連携に努めているか。</p>	<p>支援法第51条の24</p> <p>厚労令 28 第 2 条</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運営規程</li> <li>・ パンフレット等</li> </ul>

## II 人員に関する基準

### 1 従業者

(1) 指定特定相談支援事業者は、事業所ごとに専ら指定計画相談支援の職務に従事する相談支援専門員を、必ず1人以上置いているか。ただし、指定計画相談支援の業務に支障がない場合は、当該指定特定相談支援事業所の他の職務に従事させ、または他の事業所、施設等の職務に従事することは差し支えない。

(2) 相談支援専門員の員数の標準は、計画相談支援対象障害者等の数が35またはその端数を増すごとに増員しているか。なお、計画相談支援対象障害者等の数は、前六月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数とする。

### 2 管理者

指定特定相談支援事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置いているか。ただし、指定特定相談支援事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事させ、または他の事業所、施設等の職務に従事することは差し支えない。

### 3 従たる事業所を設置する場合における特例

(1) 指定特定相談支援事業者は、指定特定相談支援事業所における主たる事業所と一体的に管理運営を行う事業所を設置することができる。

(2) 従たる事業所を設置する場合においては、主たる事業所及び従たる事業所の従業者のうちそれぞれ一人以上は、専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する相談支援専門員でなければならない。

支援法第51条の24第1項

厚労令28第3条

厚労令28第4条

厚労令28第4条の2

・勤務方法等勤務時間がわかる書類（出勤簿、タイムカード等）

・資格証明書  
・雇用契約書、履歴書等  
・変更届

### Ⅲ運営に関する基準

#### 1 内容及び手続の説明及び同意

(1) 指定特定相談支援事業者は、計画相談支援対象障害者等が利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定計画相談支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。

(2) 指定特定相談支援事業者は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第77条第1項の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。

イ 当該事業の経営者の名称および主たる事業所の所在地

ロ 当該事業の経営者が提供する指定計画相談支援の内容

ハ 当該指定計画相談支援の提供につき利用者または利用申込者が支払うべき額に関する事項

ニ 指定計画相談支援の提供開始年月日

ホ 指定計画相談支援に係る苦情を受け付けるための窓口を記載した書面を交付しているか。

なお、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法による場合、利用者の承諾を得ているか。

#### 2 契約内容の報告等

(1) 指定特定相談支援事業者は、指定計画相談支援の利用に係る契約をしたときは、その旨を区に対し遅滞なく報告しているか。

(2) 指定特定相談支援事業者は、サービス等利用計画を作成したときは、その写しを区に対し遅滞なく提出しているか。

支援法第51条の24第2項

厚労令28第5条

社会福祉法第77条第1項

社会福祉法施行規則第16条第2

項

厚労令28第6条

・運営規程

・重要事項を記載した説明文書(重要事項説明書・パンフレット等)

・契約書、契約書別紙

・契約書、サービス等利用計画書

<p><b>3 提供拒否の禁止</b></p> <p>指定特定相談支援事業者は、正当な理由がなく、指定計画相談支援の提供を拒んでいないか。特に、障害支援区分や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していないか。</p> <p>なお、正当な理由がある場合とは、</p> <p>イ 当該事業所の現員からは利用申込みに応じきれない場合</p> <p>ロ 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合</p> <p>ハ 運営規程において主たる対象とする障害の種類を定めている場合であって、これに該当しない者から利用申込みがあった場合</p> <p>ニ その他利用申込者に対し自ら適切な指定計画相談支援を提供することが困難な場合等をいう。</p>	<p>厚労令 28 第 7 条</p>	
<p><b>4 サービス提供困難時の対応</b></p> <p>指定特定相談支援事業者は、指定特定相談支援事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定計画相談支援を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定特定相談支援事業者の紹介その他必要な措置を速やかに講じているか。</p>	<p>厚労令 28 第 8 条</p>	<p>・当該利用申込者へのサービス提供を他の事業者へ依頼したことがわかる書類等</p>
<p><b>5 受給資格の確認</b></p> <p>指定特定相談支援事業者は、指定計画相談支援の提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証または地域相談支援受給者証によって、計画相談給付費の支給対象者であること、支援法第 5 条第 23 項に規定する厚生労働省令で定める(モニタリング)期間、支給決定又は地域相談支援給付決定の有無、支給決定の有効期間または地域相談支援給付決定の有効期間、支給量または地域相談支援給付量等を確認しているか。</p>	<p>厚労令 28 第 9 条</p>	<p>・受給者証、有効期限等を確認している記録等</p>
<p><b>6 支給決定等または地域相談支援給付決定の申請に係る援助</b></p> <p>指定特定相談支援事業者は、支給決定または地域相談支援給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支</p>	<p>厚労令 28 第 10 条</p>	<p>サービス等利用計画案</p>

<p>給決定の有効期間または地域相談支援給付決定の有効期間の終了に伴う支給決定または地域相談支援給付決定の申請について、必要な援助を行っているか。</p>		
<p><b>7 身分を証する書類の携行</b></p> <p>指定特定相談支援事業者は、当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員に身分を証する書類(証書や名札等)を携行させ、初回訪問時および利用者またはその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。事業所の名称、当該従業者の氏名の記載があるか。</p>	<p>厚労令 28 第 11 条</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実態確認</li> <li>・ 就業規則</li> <li>・ 業務マニュアル</li> </ul>
<p><b>8 計画相談支援給付費の額等の受領</b></p> <p>(1) 指定特定相談支援事業者は、法定代理受領を行わない指定計画相談支援を提供した際は、計画相談支援対象障害者等から当該指定計画相談支援につき、支援法第 51 条の 17 第 2 項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の支払を受けているか。</p> <p>(2) 指定特定相談支援事業者は、(1)の支払を受ける額のほか、計画相談支援対象障害者等の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅等を訪問して指定計画相談支援を提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を計画相談支援対象者等から受けているか。</p> <p>(3) 指定特定相談支援事業者は、(1)および(2)の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った計画相談支援対象障害者等に対し交付しているか。</p> <p>(4) 指定特定相談支援事業者は、(2)の交通費については、あらかじめ、計画相談支援対象障害者等に対し、当該サービスの内容および費用について説明を行い、計画相談支援対象障害者等の同意を得ているか。</p>	<p>厚労令 28 第 12 条</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画相談支援給付費請求関係書類</li> <li>・ 領収証控</li> <li>・ 運営規程、重要事項説明書</li> <li>・ 利用申込書(契約書等)</li> <li>・ 同意書</li> </ul>
<p><b>9 利用者負担額に係る管理</b></p> <p>指定特定相談支援事業者は、指定計画相談支援を提供している計画相談支援対象障害者等が当該指定計画相談支援と同一の月に受けた指定障害福祉サービス等につき支援法第 29 条第 3 項第 2 号に掲げる額の合計額(以下</p>	<p>厚労令 28 第 13 条</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用者負担上限額管理事務依頼(変更)届出書</li> </ul>

<p>「利用者負担額合計額」という。)を算定しているか。</p> <p>この場合において、当該指定特定相談支援事業者は、利用者負担額合計額を区に報告するとともに、当該計画相談支援対象障害者等および当該計画相談支援対象障害者等に対し指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。</p> <p><b>10 計画相談支援給付費の額に係る通知等</b></p> <p>(1) 指定特定相談支援事業者は、法定代理受領により区から指定計画相談支援に係る計画相談支援給付費の支給を受けた場合は、計画相談支援対象障害者等に対し、当該計画相談支援対象障害者等に係る計画相談支援給付費の額を通知しているか。</p> <p>(2) 指定特定相談支援事業者は、8-(1)の法定代理受領を行わない指定計画相談支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定計画相談支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を計画相談支援対象障害者等に対して交付しているか。</p> <p><b>11 指定計画相談支援の具体的取扱方針</b></p> <p>(1) 指定計画相談支援の方針は、Iに規定する基本方針に基づき、次に掲げるところによるものとしているか。</p> <p>イ 指定特定相談支援事業所の管理者は、相談支援専門員に、基本相談支援に関する業務およびサービス等利用計画の作成に関する業務を担当させているか。</p> <p>ロ 指定計画相談支援の提供に当たっては、利用者等の立場に立って懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者またはその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うとともに、必要に応じ、同じ障害を有する者による支援等適切な手法を通じて行っているか。</p> <p>(2) 指定計画相談支援における指定サービス等利用支援の方針は、Iに規定する基本方針および(1)に規定する方針に基づき、次に掲げるところによっているか。</p> <p>イ 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成に当たっては、利用者の希望等を踏まえて作成するよう努め</p>	<p>厚労令 28 第 14 条</p> <p>厚労令 28 第 15 条</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者負担額一覧表</li> <li>・利用者負担上限額管理結果表</li>   <li>・法定代理受領の通知控</li> <li>・サービス提供証明書 (法定代理受領を行わない場合)</li>   <li>・サービス等利用計画書</li> <li>・重要事項説明書</li>   <li>・サービス等利用計画書</li> <li>・アセスメントシート</li> </ul>
--	---	---

<p>ているか</p> <p>ロ 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身または家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に適切な福祉サービス等の利用が行われるようにしているか。</p> <p>ハ 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、指定障害福祉サービス等または指定地域相談支援に加えて、指定障害福祉サービス等または指定地域相談支援以外の福祉サービス等、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めてサービス等利用計画上に位置付けるよう努めているか。</p> <p>ニ 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成の開始に当たっては、利用者等によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定障害福祉サービス事業者等または指定一般相談支援事業者に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者またはその家族に対して提供しているか</p> <p>ホ 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その心身の状況、その置かれている環境および日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等の把握(アセスメント)を行っているか。</p> <p>ヘ 相談支援専門員は、アセスメントに当たっては、利用者の居宅等を訪問し、利用者およびその家族に面接しているか。この場合において、相談支援専門員は、面接の趣旨を利用者およびその家族に対して十分に説明し、理解を得ているか。</p> <p>ト 相談支援専門員は、利用者についてのアセスメントに基づき、当該地域における指定障害福祉サービス等または指定地域相談支援が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題等に対応するための最も適切な福祉サービス等の組合せについて検討し、利用者およびその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標およびその達成時期、福祉サービス等の種類、内容、量、福祉サービス等を提供する上での留意事項、区に対するモニタリング期間</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支援経過記録</li> <li>・ サービス担当者会議の記録等</li> <li>・ モニタリング記録</li> <li>・ 面談記録</li> </ul>
---	--	---

<p>に係る提案等を記載したサービス等利用計画案を作成しているか。</p> <p>チ 相談支援専門員は、サービス等利用計画案に短期入所を位置付ける場合にあつては、利用者の居宅における自立した日常生活または社会生活の維持に十分留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案し特に必要と認められる場合を除き、短期入所を利用する日数が年間180日を超えないようにしているか。</p> <p>リ 相談支援専門員は、サービス等利用計画案に位置付けた福祉サービス等について、支援法第19条第1項に規定する介護給付費等の対象となるかどうかを区分した上で、当該サービス等利用計画案の内容について、利用者またはその家族に対して説明し、文書により利用者等の同意を得ているか。</p> <p>ヌ 相談支援専門員は、サービス等利用計画案を作成した際には、当該サービス等利用計画案を利用者等に交付しているか。</p> <p>ル 相談支援専門員は、支給決定または地域相談支援給付決定を踏まえてサービス等利用計画案の変更を行い、指定障害福祉サービス事業者等、指定一般相談支援事業者その他の者との連絡調整等を行うとともに、サービス担当者会議の開催等により、当該サービス等利用計画案の内容について説明を行うとともに、担当者から、専門的な見地からの意見を求めているか</p> <p>ヲ 相談支援専門員は、サービス担当者会議を踏まえたサービス等利用計画案の内容について、利用者またはその家族に対して説明し、文書により利用者等の同意を得ているか。</p> <p>ワ 相談支援専門員は、サービス等利用計画を作成した際には、当該サービス等利用計画を利用者等および担当者に交付しているか。</p> <p>(3) 指定計画相談支援における指定継続サービス利用支援の方針は、Ⅰに規定する基本方針ならびにⅢの11の(1)および(2)に規定する方針に基づき、次に掲げるところによるものとしているか。</p> <p>イ 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成後、サービス等利用計画の実施状況の把握(モニタリング)を行い、必要に応じてサービス等利用計画の変更、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、新たな支給決定または地域相談支援給付決定が必要と認められる場合には、利用者等に対し、支給決定または地域相談支援給付決定に係る申請の勧奨を行っているか。</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ サービス等利用計画書</li> <li>・ モニタリング記録</li> <li>・ 面談記録</li> <li>・ 医師との連絡記録等</li> </ul>
---	--	---



<p>ロ 相談支援専門員は、モニタリングに当たっては、利用者およびその家族、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡を継続的に行うこととし、モニタリング期間ごとに利用者の居宅等を訪問し、利用者等に面接するほか、その結果を記録しているか。</p> <p>ハ サービス等利用計画に変更があった場合、(2)のイからチまでおよびルからワまでに準じて取り扱っているか。</p> <p>ニ 相談支援専門員は、適切な福祉サービス等が総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合または利用者が指定障害者支援施設等への入所または入院を希望する場合には、指定障害者支援施設等への紹介その他の便宜の提供を行っているか。</p> <p>ホ 相談支援専門員は、指定障害者支援施設、精神科病院等から退所または退院しようとする利用者またはその家族から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、必要な情報の提供および助言を行う等の援助を行っているか。</p>		
<p><b>12 利用者等に対するサービス等利用計画等の書類の交付</b></p> <p>指定特定相談支援事業者は、利用者等が他の指定特定相談支援事業者の利用を希望する場合その他利用者等から申出があった場合には、当該利用者等に対し、直近のサービス等利用計画およびその実施状況に関する書類を交付しているか</p>	<p>厚労令 28 第 16 条</p>	<p>・ サービス等利用計画書</p>
<p><b>13 利用者に関する区への通知</b></p> <p>指定特定相談支援事業者は、指定計画相談支援を受けている計画相談支援対象障害者等が偽りその他不正な行為によって計画相談支援給付費の支給を受け、または受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を区に通知しているか。</p>	<p>厚労令 28 第 17 条</p>	
<p><b>14 管理者の責務</b></p>		

<p>(1) 指定特定相談支援事業所の管理者は、当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員その他の従業者の管理、指定計画相談支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。</p> <p>(2) 指定特定相談支援事業所の管理者は、当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員その他の従業者に、厚労令28第2章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。</p>	<p>厚労令 28 第 18 条</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運営規程</li> <li>・ 就業規則等</li> <li>・ 業務日誌等</li> <li>・ 研修に関する記録</li> </ul>
<p><b>15 運営規程</b></p> <p>(1) 指定特定相談支援事業者は、指定特定相談支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めているか。</p> <p>イ 事業の目的および運営の方針</p> <p>ロ 従業者の職種、員数および職務の内容</p> <p>ハ 営業日および営業時間</p> <p>ニ 指定計画相談支援の提供方法および内容ならびに計画相談支援対象障害者等から受領する費用およびその額</p> <p>ホ 通常の事業の実施地域</p> <p>ヘ 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類</p> <p>ト 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>チ その他運営に関する重要事項</p>	<p>厚労令 28 第 19 条</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運営規程</li> <li>・ 重要事項説明書</li> </ul>
<p><b>16 勤務体制の確保</b></p> <p>(1) 指定特定相談支援事業者は、利用者等に対し、適切な指定計画相談支援を提供できるよう、指定特定相談支援事業所ごとに、相談支援専門員その他の従業者の勤務の体制を定めているか。</p> <p>(2) 指定特定相談支援事業者は、指定特定相談支援事業所ごとに、当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門</p>	<p>厚労令 28 第 20 条</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 勤務表（予定・実績）</li> <li>・ 出勤簿、タイムカード</li> <li>等</li> </ul>

<p>員に指定計画相談支援の業務を担当させているか。</p> <p>(3) 指定特定相談支援事業者は、相談支援専門員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。</p> <p>(4) 指定特定相談支援事業者は、適切な指定計画相談支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。</p> <p><b>17 業務継続計画の作成策定等</b></p> <p>(1) 指定特定相談支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定計画相談支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定特定相談支援事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行っているか。</p> <p>(3) 指定特定相談支援事業者は、定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。</p> <p><b>18 設備及び備品等</b></p> <p>指定特定相談支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定計画相談支援の提供に必要な設備および備品等を備えているか。</p> <p><b>19 衛生管理等</b></p> <p>(1) 指定特定相談支援事業者は、従業者の清潔の保持および健康状態について、必要な管理を行っているか。</p> <p>(2) 指定特定相談支援事業者は、指定特定相談支援事業所の設備および備品等について、衛生的な管理に努めているか。</p>	<p>厚労令 28 第 20 条の二</p> <p>厚労令 28 第 21 条</p> <p>厚労令 28 第 22 条</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 就業規則</li> <li>・ 運営規程</li> <li>・ 雇用契約書</li> <li>・ 研修関係書類</li>   <li>・ 業務継続計画</li> <li>・ 研修計画、研修実施記録</li> <li>・ 訓練に関する記録</li>   <li>・ 健康管理に関する記録 (健康診断記録等)</li> </ul>
--	--	--

<p>(3) 指定特定相談支援事業者は、当該指定特定相談支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないよう次に掲げる措置を講じているか。</p> <p>イ 当該指定特定相談支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>ロ 当該指定特定相談支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p> <p>ハ 当該指定特定相談支援事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。</p>		
<p><b>20 掲示</b></p> <p>(1) 指定特定相談支援事業者は、指定特定相談支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、基本相談支援および計画相談支援の実施状況、相談支援専門員の有する資格、経験年数および勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。</p> <p>(2) 指定特定相談支援事業者は、(1)に規定する事項を記載した書面を当該指定特定相談支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、(1)の規定による掲示に代えることができる。</p> <p>(3) 指定特定相談支援事業者は、(1)に規定する重要事項の公表に努めているか。</p>	<p>厚労令 28 第 23 条</p>	<p>・ 運営規程の概要、相談支援専門員の勤務の体制、事故発生時の対応、虐待防止啓発掲示物等</p>
<p><b>21 秘密保持</b></p> <p>(1) 指定特定相談支援事業所の従業者および管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らしていないか。</p> <p>(2) 指定特定相談支援事業者は、従業者および管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。</p> <p>(3) 指定特定相談支援事業者は、サービス担当者会議等において、利用者またはその家族の個人情報を用いる場</p>	<p>厚労令 28 第 24 条</p>	<p>・ 従業員の秘密保持誓約書</p> <p>・ 従業員の秘密保持誓約書</p> <p>・ 利用者及び家族の同意</p>



<p>定特定相談支援事業所の設備もしくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、および利用者またはその家族からの苦情に関して区市町村が行う調査に協力するとともに、区市町村から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行っているか</p> <p>(4) 指定特定相談支援事業者は、その提供した指定計画相談支援に関し、支援法第11条第2項の規定により都道府県知事が行う報告もしくは指定相談支援の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出もしくは提示の命令または当該職員からの質問に応じ、および利用者またはその家族からの苦情に関して都道府県が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>(5) 指定特定相談支援事業者は、その提供した指定計画相談支援に関し、支援法第51の27条第2項の規定により区市町村長が行う報告もしくは帳簿書類その他の物件の提出もしくは提示の命令または当該職員からの質問もしくは指定特定相談支援事業所の設備もしくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、および利用者またはその家族からの苦情に関して区市町村長が行う調査に協力するとともに、区市町村長から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>(6) 指定特定相談支援事業者は、都道府県知事、区市町村または区市町村長から求めがあった場合には、(3)から(5)までの改善の内容を都道府県知事、区市町村または区市町村長に報告しているか。</p> <p>(7) 指定特定相談支援事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査またはあっせんのできる限り協力しているか。</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・サービスの質向上に向けた取り組みの記録</li> <li>・区市町村による調査及び回答等に関する記録</li> <li>・区市町村からの指導及び改善等に関する記録</li> <li>・区市町村への報告に係る記録</li> <li>・苦情申し立て内容及び援助に関する記録</li> </ul>
<p><b>25 事故発生時の対応</b></p> <p>(1) 指定特定相談支援事業者は、利用者等に対する指定計画相談支援の提供により事故が発生した場合は、都道府県、区市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定特定相談支援事業者は、(1)の事故の状況および事故に際して採った処置について、記録しているか。</p> <p>(3) 指定特定相談支援事業者は、利用者等に対する指定計画相談支援の提供により賠償すべき事故が発生した場</p>	<p>社会福祉法第 83 条</p> <p>社会福祉法第 85 条</p> <p>厚労令 28 第 28 条</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事故発生時の対応方法に関する手順、損害賠償に関するマニュアル</li> <li>・区市町村、利用者家族</li> </ul>

<p>合は、損害賠償を速やかに行っているか。</p> <p><b>26 虐待の防止</b></p> <p>指定特定相談支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。</p> <p>イ 当該指定特定相談支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>ロ 当該指定特定相談支援事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。</p> <p>ハ イ、ロに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</p> <p><b>27 会計の区分</b></p> <p>指定特定相談支援事業者は、指定特定相談支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定計画相談支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。</p> <p><b>28 記録の整備</b></p> <p>(1)指定特定相談支援事業者は、従業者、設備、備品および会計に関する諸記録を整備してあるか。</p> <p>(2)指定特定相談支援事業者は、利用者等に対する指定計画相談支援の提供に関する諸記録を整備し、少なくとも次に掲げる記録を整備し、当該指定計画相談支援を提供した日から5年間保存しているか。</p> <p>イ 11-3-イに規定する福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整に関する記録</p> <p>ロ 個々の利用者ごとに以下に掲げる事項を記載した相談支援台帳(サービス等利用計画案およびサービス等利</p>	<p>厚労令 28 第 28 条の 2</p> <p>厚労令 28 第 29 条</p> <p>厚労令 28 第 30 条</p>	<p>への連絡に関する記録</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事故状況及び処置、損害賠償に関する記録</li> <li>・ 損害賠償保険加入書</li> <li>・ 事故再発防止策に関する記録</li> </ul> <p>虐待防止に関する委員会、指針、研修及び訓練に関する記録</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会計書類関係</li> <li>・ 従業員に関する名簿等</li> <li>・ 設備台帳、備品台帳</li> <li>・ 会計関係書類</li> <li>・ サービス実施状況等把握及び連絡調整に関する</li> </ul>
--	---	---

<p>用計画、アセスメント・サービス担当者会議等・モニタリング結果の記録)</p> <p>ハ 13に規定する区への通知に係る記録</p> <p>ニ 24に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>ホ 25に規定する事故の状況および事故に際して採った処置についての記録</p>		<p>記録</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ サービス等利用計画</li> <li>・ 計画相談支援経過</li> <li>・ アセスメントシート</li> <li>・ サービス担当者会議録</li> <li>・ モニタリング記録</li> <li>・ 区市町村への通知に係る記録</li> <li>・ 苦情の内容等の記録</li> <li>・ 事故状況及び処置に関する記録</li> </ul>
<b>IV変更の届け出等</b>		
<p><b>1 変更の届出等</b></p> <p>(1) 指定特定相談支援事業者は、支援法施行規則第34条の60第1項に掲げる事項(支援法施行規則第34条の59第1項第1号、第2号、第4号(当該指定に係る事業に関するものに限る。)、第5号から第7号まで、第11号および第13号に掲げる事項)に変更があったときは、10日以内に、その旨を区長に届け出ているか。</p> <p>※指定特定相談支援事業者が変更の届出を要する事項</p> <p>イ 事業所の名称および所在地</p> <p>ロ 申請者の名称および主たる事務所の所在地ならびにその代表者の氏名、生年月日、住所および職名</p> <p>ハ 申請者の定款、寄付行為等およびその登記事項証明書または条例等</p> <p>ニ 事業所の平面図</p> <p>ホ 事業所の管理者および相談支援専門員の氏名、生年月日、住所および経歴</p> <p>ヘ 運営規程</p>	<p>支援法第51条の25第3項</p> <p>支援法施行規則第34条の60第1項</p>	<p>・ 指定申請・変更届控</p>





<p><b>3 電磁的記録等</b></p> <p>(1) 指定特定相談支援事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この省令の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。</p> <p>(2) 指定特定相談支援事業者及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この省令の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。</p>	<p>厚労令 28 第 31 条第 1 項 障発 0330 第 22 通知第三 1</p> <p>厚労令28第31条第 2 項 障発 0330 第 22 通知第三 2</p>	
<b>V 介護給付費の算定及び取扱い</b>		
<p><b>1 基本的事項</b></p> <p>(1) 指定計画相談支援に要する費用の額は、平成24年厚生労働省告示第125号の別表「計画相談支援給付費単位数表」により算定する単位数に別に平成18年厚生労働省告示第539号「厚生労働大臣が定める一単位の単価」を乗じて算定しているか。</p> <p>(2) (1) の規定により、指定計画相談支援に要する費用の額を算定した場合において、その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。</p> <p><b>2 計画相談支援費</b></p> <p>サービス利用支援費は、指定特定相談支援事業者が、計画相談支援対象障害者等に対して指定サービス利用支</p>	<p>支援法第51条の17第 2 項</p> <p>平 24 厚労告 125 の一</p> <p>平 24 厚労告 125 の二</p> <p>平 24 厚労告 125 別表 1 の注 1</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ サービス等利用計画</li> <li>・ モニタリング記録</li> <li>・ 面談記録</li> <li>・ 利用者負担上限額管理結果表</li> <li>・ 計画相談支援給付費明細書</li> <li>・ 障害サービス事業者か</li> </ul>

<p>援を行った場合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる方法により、1月につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>(1)機能強化型サービス利用支援費</p> <p>指定特定相談支援事業者における計画相談支援対象障害者等の数を当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員の員数で除して得た数の40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定しているか。ただし、機能強化型サービス利用支援費(Ⅰ)から(Ⅴ) (Ⅳ) のいずれかを算定している場合においては、その他の機能強化型サービス利用支援費は算定しない。</p> <p>(2)サービス利用支援費(Ⅰ)については、指定特定相談支援事業所における取扱件数の40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定しているか。</p> <p>(3)サービス利用支援費(Ⅱ)については、指定特定相談支援事業所における取扱件数が40以上である場合において、当該取扱件数から39を減じた数に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定しているか。</p> <p>(2)継続サービス利用支援費</p> <p>継続サービス利用支援費は、指定特定相談支援事業者が、計画相談支援対象障害者等に対して指定継続サービス利用支援を行った場合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる方法により、1月につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>(1)機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅰ)から(ⅤⅣ)までについては、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所における取扱件数の40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定しているか。ただし、機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅰ)から(ⅤⅣ)のいずれかを算定している場合においては、その他の機能強化型継続サービス利用支援費は算定しない。</p> <p>(2)継続サービス利用支援費(Ⅰ)については、指定特定相談支援事業所における取扱件数の40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定しているか。</p> <p>(3)継続サービス利用支援費(Ⅱ)については、指定特定相談支援事業所における取扱件数の40以上である場合に</p>	<p>平 24 厚労告 125 別表 1 の注 2</p>	<p>らの受託利用者数が確認できる書類</p> <p>・各加算・減算に係る書類</p>
---	-------------------------------	---

<p>において、当該取扱件数から39を減じた数に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定しているか。</p> <p>(3)その他</p> <p>イ 指定特定相談支援事業者が、Ⅲの11の(2)のへ(Ⅲの11の(3)のハにおいて準用する場合を含む。)、リ、ヌもしくはルからワまで(Ⅲの11の(3)のハにおいて準用する場合を含む。)またはⅢの11の(3)のロに定める基準を満たさないで指定計画相談支援を行った場合には、所定単位数を算定していないか。</p> <p>ロ 指定特定相談支援事業者が、障害児相談支援対象保護者に対して指定計画相談支援を行った場合には、所定単位数を算定していないか。</p> <p>ハ 指定特定相談支援事業者が、同一の月において、同一の計画相談支援対象障害者等に対して指定継続サービス利用支援を行った後に、指定サービス利用支援を行った場合には、継続サービス利用支援費に係る所定単位数を算定していないか。</p> <p>ニ 相談支援専門員が、計画相談支援対象障害者等であって、介護保険法第7条第1項に規定する要介護状態区分(以下「要介護状態区分」という。)が要介護1または要介護2のものに対して、同法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援(以下「指定居宅介護支援」という。)と一体的に指定サービス利用支援または指定継続サービス利用支援を行った場合に、居宅介護支援費重複減算(I)として、次に掲げる区分に応じ、1月につき所定単位数を減算しているか。</p> <p>①機能強化型サービス利用支援費(Ⅰ)</p> <p>②機能強化型サービス利用支援費(Ⅱ)</p> <p>③機能強化型サービス利用支援費(Ⅲ)</p> <p>④機能強化型サービス利用支援費(Ⅳ)</p> <p>⑤サービス利用支援費(Ⅰ)</p> <p>⑥機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅰ)</p> <p>⑦機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅱ)</p> <p>⑧機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅲ)</p>	<p>平24厚労告125別表1の注3</p> <p>平24厚労告125別表1の注4</p> <p>平24厚労告125別表1の注5</p> <p>平24厚労告125別表1の注6</p>	
--	---	--



<p>指定計画相談支援を行った場合（アおよびイに定める場合を除く。）に、特別地域加算として、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を加算しているか。</p> <p><b>3 利用者負担上限管理加算</b></p> <p>指定特定相談支援事業者が、第3の9に規定する利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。</p> <p><b>4 初回加算</b></p> <p>(1) 指定特定相談支援事業者において、新規にサービス等利用計画を作成する計画相談支援対象障害者等に対して、指定サービス利用支援を行った場合、その他の別に厚生労働省が定める基準（平成27年厚生労働省告示180号。以下「厚生労働省が定める基準」という。）に適合する場合は、1月につき所定単位数を加算しているか。 ※別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおりである。次に掲げる基準のいずれかに適合しているか。 イ 新規にサービス等利用計画を作成する計画相談支援対象障害者等に対して指定サービス利用支援を行った場合 ロ サービス等利用計画を作成する月の前6か月において、障害福祉サービスまたは地域相談支援を利用していない計画相談支援対象障害者等に対して指定サービス利用支援を行った場合</p> <p>(2) 初回加算を算定する指定特定相談支援事業者において、指定計画相談支援の利用に係る契約をした日からサービス等利用計画案を計画相談支援対象障害者等に交付した日までの期間が3月を超える場合であって、当該指定計画相談支援の利用に係る契約をした日から3月を経過する日以後に、月に2回以上、当該計画相談支援対象障害者等の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接した場合は、所定単位数に、300単位に当該面接をした月の数（3を限度とする。）を乗じて得た単位数を加算しているか。</p>	<p>平 24 厚労告 125 別表 2 の注</p> <p>平 24 厚労告 125 別表 3 の注 1 平 27 厚労告 180 の一</p> <p>平 24 厚労告 125 別表 3 の注 2</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者負担上限額管理 事務依頼(変更)届出書</li> <li>・利用者負担額一覧表</li> <li>・利用者負担上限額管理 結果表</li> </ul>
---	---	--

<p><b>5 主任相談支援専門員配置加算</b></p> <p>専ら指定計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が別に厚生労働大臣が定める者（以下「主任相談支援専門員」という。）であるものとして区長に届け出た指定特定相談支援事業所において、当該主任相談支援専門員が、当該指定特定相談支援事業所等の従業者に対し、その資質の向上のための研修を実施した場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>※別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおりである。</p> <p>イ 特定事業所加算(I)次に掲げる基準のいずれにも適合しているか。</p> <p>①専ら指定計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を4名以上配置し、かつ、そのうち、1名以上が主任相談支援専門員であること。</p> <p>②利用者に関する情報またはサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に</p> <p><b>6 入院時情報連携加算</b></p> <p>計画相談支援対象障害者等が病院または診療所（以下「病院等」という。）に入院するに当たり、別に厚生労働大臣が定める基準に従い、当該病院等の職員に対して、当該計画相談支援対象障害者等の心身の状態や生活環境等の当該計画相談支援対象障害者等に係る必要な情報を提供した場合は、次に掲げる区分に応じ、計画相談支援対象障害者等1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算しているか。ただし、次に掲げる加算のいずれかの加算を算定している場合においては、当該加算以外の次に掲げる加算は算定しない。</p> <p>※別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおりである。</p> <p>イ 入院時情報連携加算(I)</p> <p>病院等を訪問し、当該病院等の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。</p> <p>ロ 入院時情報連携加算(II)</p> <p>イ以外の方法により、当該病院等の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。</p>	<p>平 24 厚労告 125 別表 4 の注</p> <p>平 27 厚労告 180 のニ</p> <p>平 24 厚労告 125 別表 5 の注</p> <p>平27厚労告180の三</p>	
--	---	--

<p><b>7 退院・退所加算</b></p> <p>障害者支援施設、のぞみの園、児童福祉施設、生活保護法に規定する救護施設もしくは更生施設に入所していた計画相談支援対象障害者等、病院等に入院していた計画相談支援対象障害者等、刑事収容施設および少年院もしくは更生保護施設に収容されていた計画相談支援対象障害者等が退院、退所等をし、障害福祉サービスまたは地域相談支援（以下「障害福祉サービス等」という。）を利用する場合において、当該計画相談支援対象障害者等の退院、退所にあたって、当該施設の職員と面談を行い、当該計画相談支援対象障害者等に関する必要な情報の提供を受けた上で、サービス等利用計画を作成し、障害福祉サービス等の利用に関する調整を行った場合には、入所、入院、収容または宿泊の期間中につき3回を限度として所定単位数を加算しているか。（第Vの4に規定する初回加算を算定する場合を除く。）</p>	<p>平 24 厚労告 125 別表 6 の注</p>	
<p><b>8 居宅介護支援事業所等連携加算</b></p> <p>指定特定相談支援事業者が、計画相談支援対象者等が障害福祉サービス等を利用している期間において、次の(1)から(6)までのいずれかに該当する場合に、1月につきそれぞれ(1)から(6)までに掲げる単位数のうち該当したもの（(1)から(6)までに掲げる場合のそれぞれについて2回を限度とする。）を合算した単位数を加算しているか。また、計画相談支援対象障害者等が障害福祉サービス等の利用を終了した日から起算して6月以内において、次の(1)から(6)までのいずれかに該当する場合に、1月につきそれぞれ(1)から(6)までに掲げる単位数のうち該当した場合のものを合算した単位数を加算しているか。</p> <p>(1) 計画相談支援対象障害者等が指定居宅介護支援又は指定介護予防支援（以下「指定居宅介護支援等」という。）の利用を開始するに当たり、指定居宅介護支援事業所又は指定介護予防支援事業所（以下「居宅介護支援事業所等」といい、当該計画相談支援対象障害者等が利用する指定特定相談支援事業所と一体的に運営している場合を除く。）に対して、当該計画相談支援対象障害者等の心身の状況等の必要な情報を提供し、当該指定居宅介護支援事業所等における居宅サービス計画（介護保険法第8条第24項に規定する居宅サービス計画をいう。）又は介護予防サービス計画（同法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画をいう。）の作</p>	<p>平 24 厚労告 125 別表 7 の注</p>	



<p>成等に協力する場合。</p> <p>(2) 計画相談支援対象障害者等が指定居宅介護支援等の利用を開始するに当たり、月に2回以上、当該計画相談支援対象障害者等の居宅を訪問し、当該計画相談支援対象障害者等及びその家族に面接する場合（別表1のイ又はロを算定する月を除く。）</p> <p>(3) 計画相談支援対象障害者等が指定居宅介護支援等の利用を開始するに当たり、当該計画相談支援対象障害者等の心身の状況の確認及び支援内容の検討に係る指定居宅介護支援事業所等が開催する会議に参加する場合（別表1のイ又はロを算定する月を除く。）</p> <p>(4) 計画相談支援対象障害者等が通常の事業所に新たに雇用され、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第27条第2項に規定する障害者就業・生活支援センター又は当該通常の事業所の事業主等（以下「障害者就業・生活支援センター等」という。）による支援を受けるに当たり、障害者就業・生活支援センター等に対して、当該計画相談支援対象障害者等の心身の状況等の必要な情報を提供し、障害者就業・生活支援センター等における当該計画相談支援対象障害者等の支援内容の検討に協力する場合。</p> <p>(5) 計画相談支援対象障害者等が通常の事業所に新たに雇用されるに当たり、月に2回以上、当該計画相談支援対象障害者等の居宅等を訪問し、当該計画相談支援対象障害者等及びその家族に面接する場合（別表1のイ又はロを算定する月を除く。）</p> <p>(6) 計画相談支援対象障害者等が通常の事業所に新たに雇用され、障害者就業・生活支援センター等による支援を受けるに当たり、当該計画相談支援対象障害者等の心身の状況の確認及び支援内容の検討に係る当該障害者就業・生活支援センター等が開催する会議に参加する場合（別表1のイ又はロを算定する月を除く。）</p> <p><b>9 医療・保育・教育機関等連携加算</b></p> <p>Iの(3)に規定する福祉サービス等（障害福祉サービスおよび地域相談支援を除く。）を提供する機関の職員等と面談を行い、計画相談支援対象障害者等に関する必要な情報の提供を受けた上で、サービス等利用計画を作成した場合に、計画相談支援対象障害者等1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算しているか。</p>	<p>平 24 厚 労 告 125 別 表 8 の 注</p>	
---	---------------------------------	--

(第5の4に規定する初回加算を算定する場合および第5の7に規定する退院・退所加算を算定する場合であって、退院、退所等をする施設の職員のみから情報の提供を受けている場合を除く。)

#### 10 集中支援加算

指定特定相談支援事業者が、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合に、計画相談支援対象障害者等1人につき1月に1回を限度として、それぞれ300単位を加算しているか。

(1)障害福祉サービス等の利用に関して、計画相談支援対象障害者等又は区市町村等の求めに応じ、月に2回以上、当該計画相談支援対象障害者等の居宅等を訪問し、当該計画相談支援対象障害者等及びその家族に面接する場合(別表1のイ又はロを算定する月を除く。)

(2)サービス担当者会議を開催し、相談支援専門員が把握したサービス等利用計画の実施状況(計画相談支援対象障害者等についての継続的な評価を含む。)について説明を行うとともに、同号に規定する担当者に対して、専門的な見地からの意見を求め、サービス等利用計画の変更その他必要な便宜の提供について検討を行う場合(別表1のイ又はロを算定する月を除く。)

(3)福祉サービス等を提供する機関等(以下この(3)において「関係機関」という。)の求めに応じ、当該関係機関が開催する会議に参加し、計画相談支援対象障害者等の障害福祉サービス等の利用について、関係機関相互の連絡調整を行った場合(別表1のイ若しくはロ、別表5のイ又は6を算定する月を除く。)

#### 11 サービス担当者会議実施加算

指定継続サービス利用支援を行うに当たり、サービス担当者会議を開催し、相談支援専門員が把握したサービス等利用計画の実施状況について説明を行うとともに、同号に規定する担当者に対して、専門的な見地からの意見を求め、サービス等利用計画の変更その他必要な便宜の提供について検討を行った場合に、計画相談支援対象障害者等1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算しているか。

平 24 厚労告 125 別表 9 の注

平 24 厚労告 125 別表 10 の注

<p><b>12 サービス提供時モニタリング加算</b></p> <p>指定特定相談支援事業所が、当該指定特定相談支援事業所がサービス等利用計画を作成した計画相談支援対象障害者等が利用する障害福祉サービス等の提供現場を訪問することにより、障害福祉サービス等の提供状況等を確認し、および記録した場合に、計画相談支援対象障害者等1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算しているか。ただし、相談支援専門員1人当たりの計画相談支援対象障害者等の数が39を超える場合には、39を超える数については、算定していないか。</p> <p><b>13 行動障害支援体制加算</b></p> <p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして区長に届け出た指定特定相談支援事業所は、1月につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>※別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおりである。次に掲げる基準のいずれにも適合しているか。</p> <p>イ 指定特定相談支援事業所の相談支援専門員のうち強度行動障害支援者養成研修（実践研修）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を1名以上配置していること。</p> <p>ロ イに規定する者を配置している旨を公表していること。</p> <p><b>14 要医療児者支援体制加算</b></p> <p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして区長に届け出た指定特定相談支援事業所は、1月につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>※別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおりである。次に掲げる基準のいずれにも適合しているか</p> <p>イ 指定特定相談支援事業所の相談支援専門員のうち地域生活支援事業として行われる研修（人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児等の障害特性およびこれに応じた支援技法等に関する研修に限る。）またはこれに準ずるものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了</p>	<p>平 24 厚労告 125 別表 11 の注</p> <p>平 24 厚労告 125 別表 12 の注 平 27 厚労告 180 の四</p> <p>平 24 厚労告 125 別表 13 の注 平 27 厚労告 180 の五</p>	
--	--	--

<p>し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を1名以上配置していること。</p> <p>ロ イに規定する者を配置している旨を公表していること。</p> <p><b>15 精神障害者支援体制加算</b></p> <p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして区長に届け出た指定特定相談支援事業所は、1月につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>※別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおりである。次に掲げる基準のいずれにも適合しているか。</p> <p>イ 指定特定相談支援事業所の相談支援専門員のうち地域生活支援事業として行われる研修（精神障害者の障害特性およびこれに応じた支援技法等に関する研修に限る。）またはこれに準ずるものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を1名以上配置していること。</p> <p>ロ イに規定する者を配置している旨を公表していること。</p> <p><b>16 ピアサポート体制加算</b></p> <p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして区長に届け出た指定特定相談支援事業所において、指定計画相談支援を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。</p> <p><b>17 地域生活支援拠点等相談強化加算</b></p> <p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして区長に届け出た特定指定相談支援事業所が、障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に必要な事態が生じた者（以下「要支援者」という。）が指定短期入所を利用する場合において、指定短期入所事業者に対して当該要支援者に関する必要な情報の提供および当該指定短期入所の利用に関する調整（現に当該要支援者が指定短期入所を利用していない場合にあつては、サ</p>	<p>平 24 厚労告 125 別表 14 の注 平 27 厚労告 180 の六</p> <p>平 24 厚労告 125 別表 15 の注</p> <p>平 24 厚労告 125 別表 16 の注 平 27 厚労告 180 の七</p>	
--	--	--

<p>ービス等利用計画の作成または変更を含む。)を行った場合には、当該要支援者1人につき1月に4回を限度として所定単位数を加算しているか。</p> <p>※別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおりである。</p> <p>Ⅲの15に規定する運営規程において、区により地域生活支援拠点等として位置づけられていることを定めていること。</p> <p><b>18 地域体制強化共同支援加算</b></p> <p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして区長に届け出た特定指定相談支援事業所の相談支援専門員が、計画相談支援対象障害者等の同意を得て、当該計画相談支援対象障害者等に対して、当該計画相談支援対象障害者等にⅠの(3)に規定する福祉サービス等を提供する事業者のうちいずれか3者以上と共同して、在宅での療養上必要な説明および指導を行った上で、協議会に対し、文書により当該説明および指導の内容等を報告した場合に、当該計画相談支援対象障害者等に対して指定サービス利用支援を行っている指定特定相談支援事業所において、当該計画相談支援対象障害者等1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算しているか。</p> <p>※別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおりである。</p> <p>Ⅲの15に規定する運営規程において、区により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること。</p>	<p>平 24 厚労告 125 別表 17 の注 平 27 厚労告 180 の七</p>	
--	--	--